

議案第 1 1 6 号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和 3 5 年川崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「急傾斜地崩壊危険区域」の次に「（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項の規定により神奈川県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（第 5 条において「土砂災害特別警戒区域」という。）を除く。）」を加える。

第 5 条第 1 項中「場合」の次に「（土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合を除く。）」を加える。

第 3 0 条第 2 項中「耐火建築物」の次に「又は法第 2 7 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物（令第 1 1 0 条第 2 号に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、階数が 3 で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの（令第 1 1 0 条の 5 に定める基準に適合する警報設備を設けたものに限る。）については、この限りでない。

第 3 0 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、

第2項の次に次の1項を加える。

3 前項ただし書に該当する建築物の<sup>たて</sup>堅穴部分については、令第112条第12項から第14項までの規定を準用する。

第47条第3項に次のただし書を加える。

ただし、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、この限りでない。

第61条の3中「第30条第4項」を「第30条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により、病院、旅館等の用途に供する小規模な建築物で必要な措置を講じたものは耐火建築物等とすることを要しないこととされたことに伴い、簡易宿所の用途に供する小規模な建築物で必要な措置を講じたものについて耐火建築物等とすることを要しないこととする等のため、この条例を制定するものである。